

第4章 消防用設備等の技術基準

【 第1 消火器具 】

第1 消火器具

1 消火器具の種類等

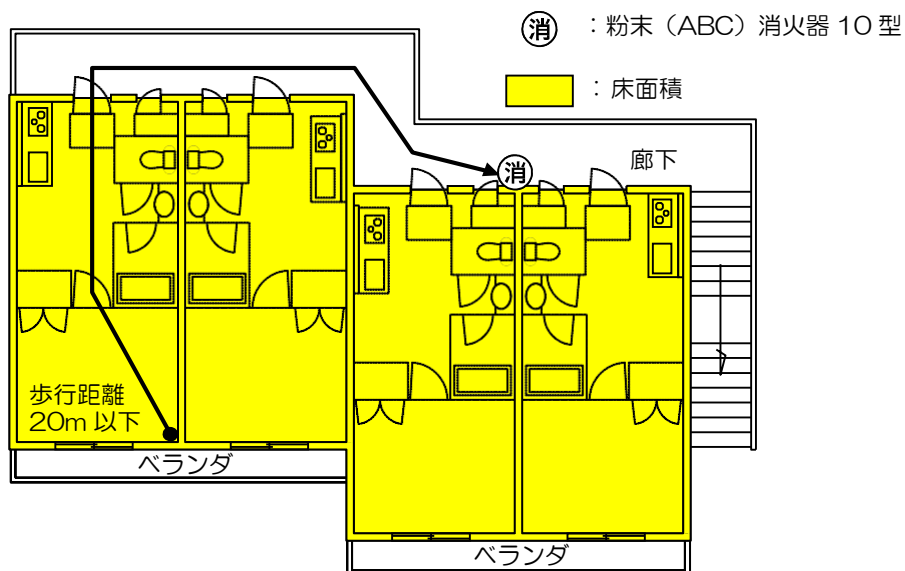
消火器具の種類等は、政令第10条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 消火器具は、努めてABC粉末10型を設置すること。
- (2) 粉末消火器では、消火困難な燃焼物があると認められる場合は、強化液、水（潤滑剤等入りを含む。）その他の水系消火薬剤を用いた消火器を階ごとに、粉末消火器2若しくは3に対して1の割合で設置すること。

2 設置場所

- (1) 政令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」とは、通常の通行の際に消火器を足でひっかけたて倒れたり、避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面等に設置すること。なお、置台式のものなど標識が固定されず容易に移動が出来るしまうものは、巾木等の壁面や床面に当該消火器具の設置場所を示す表示を施すこと。
- (2) 政令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、省令第9条第1号に規定する消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路、室の出入口付近に設置するものとする。
- (3) 省令第6条第6項に規定する「それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように配置」とは、第1-1図の例によること。

（例1）政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物



第1-1図

- (4) 省令第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次の場所であること。

なお、屋外に設置する場合は、消火器をボックス内に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずること。

ア 容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

- (5) 1住戸が2層以上で構成される共同住宅の住戸で、共用廊下等がなく、消火器を階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合、政令第32条の規定を適用して、当該階に消火器を設置しないことができる。◆

- (6) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が20mを超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第32条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。

- (7) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、痴呆の者等のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達しえない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第32条の規定を適用して、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が20mを超えて、職員が常駐する室に集中して設置することができる。

3 設置の基準

政令第10条第1項に規定する設置の基準によるほか、次によること。

- (1) 省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

イ 燃料電池発電設備（条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）

ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第19条第4項に定めるものを除く。）

エ 蓄電池設備（蓄電池容量が20kW時以下のものを除く。）

オ 急速充電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

- (2) 省令第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

エ 厨房設備（個人の住居に設けるものを除く。）

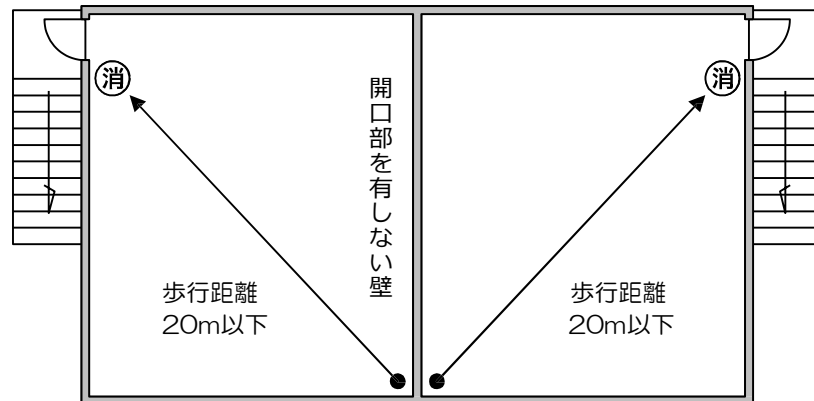
オ 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

カ ボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年8月政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）

- キ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- ケ 入力 70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- コ 火花を生ずる設備
- サ 放電加工機

(3) 開口部を有しない壁で区画されている部分で、通路等の共用部分がない場合は、区画された部分ごとに消火器を設置すること。（第1－2図参照）

(例2)



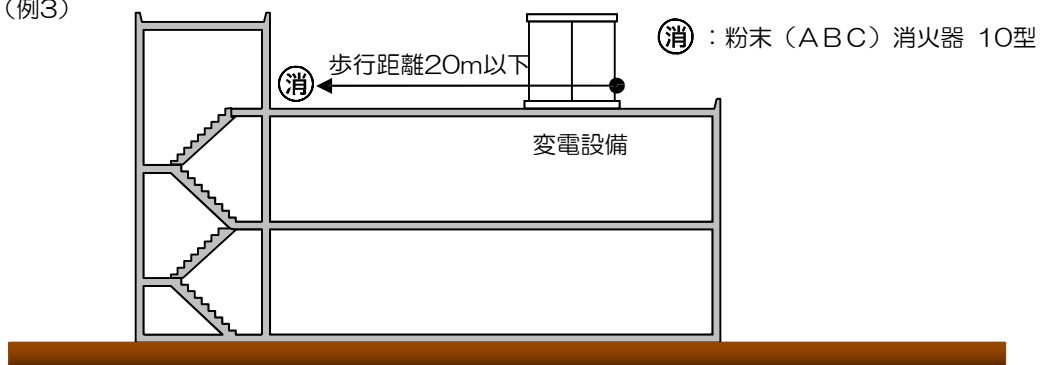
⑩ : 粉末（ABC）消火器 10型
第1－2図

(4) 政令第10条第1項第4号に規定する指定可燃物を防火対象物の屋上又は屋外において貯蔵し、又は取り扱うもの。

(5) 防火対象物の屋上又は屋外において、次に掲げる設備が設置されているもの。（第1－3図参照）

- ア 熱風炉、多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉若しくは据付面積2㎡以上の炉
- イ 入力 70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- ウ 高圧又は特別高圧の変電設備（地上用変圧器（パットマウント変圧器）、集合住宅用変圧器及び全出力50kW以下のものを除く。）
- エ 燃料電池発電設備（条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- オ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第12条第4項に定めるものを除く。）
- カ 蓄電池設備（蓄電池容量が20kW時以下のものを除く。）
- キ 急速充電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

(例3)



第1－3図

4 少量危険物

政令第10条第1項第4号に規定する少量危険物にあっては、「埼玉西部消防組合少量危険物等運用基準」第12条消火設備により設置指導するものとする。

(参考) 埼玉西部消防組合少量危険物等運用基準

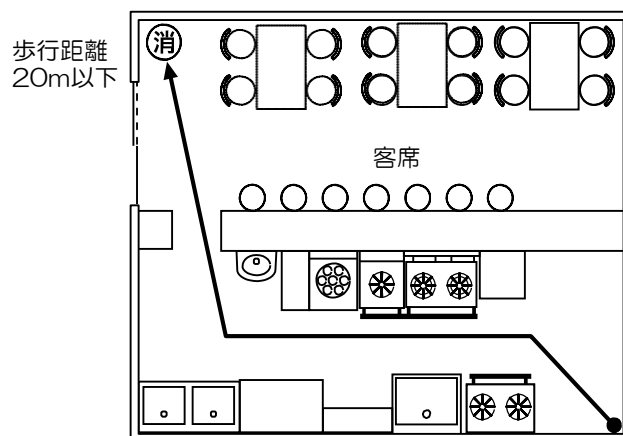
第12条 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所に設ける消火設備については、次のとおりとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条第1項の規定の適用を受ける場合は、当該規定に基づいた消火設備を設けること。
- (2) 法第17条第1項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、危政令別表第5に掲げる対象物について同表においてその消火に適応するものとされる消火設備のうち、同表備考第2号に規定する第5種の消火設備を設けること。

2 移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第8条に規定する自動車用消火器を1個以上設ける。

5 政令第10条第1項の規定に基づき設置される消火器が、前3(1)、(2)及び(5)の規定に基づき設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び消火器に至る歩行距離を満足する場合にあっては、重複に設置する必要のないものとして取り扱うことができる。（第1－4図参照）

(例4)



⑩：厨房に設置されている消火器と同一の適応性を有する消火器

第1－4図

6 消火器の設置個数の減少

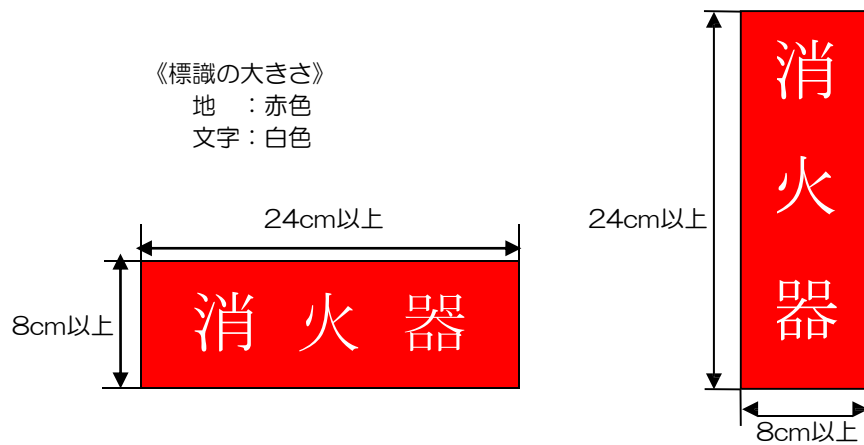
省令第8条第1項及び第2項の規定により、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができるが、省令第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないことに留意すること。

7 標識

省令第9条第4号に規定する標識は、次によること。（第1－5図参照）

- (1) 標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。

- (2) 原則、地を赤色、文字を白色とすること。



第1-5図

8 簡易消火用具

(1) 材質等

- ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は、10ℓ以下で、かつ、容易に変形しないものであること。
- イ 膨張ひる石は、JIS A 5009に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、JIS A 5007にそれぞれ適合するものであること。

(2) 設置の能力単位

設置する箇所ごとに、省令第6条第1項に規定する能力単位が1以上になるように設置すること。

(3) 設置場所

省令第9条第2号に規定する箇所等は、次の場所であること。

- ア 容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所に設置すること。
- イ 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じること。
- ウ 水槽に付置する消火バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。